4　当行の株式に関する事項

［(1)～(3)　略］

(4)　役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。）		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

当該事業年度中に銀行の会社役員（当該事業年度に会社役員であつた者を含む。）に対して当行が交付した当行の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した銀行の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5　当行の新株予約権等に関する事項

(1)　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

［表略］

（記載上の注意）

1　［略］

2　新株予約権等は、銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付した新株予約権等を含む。

(2)　［略］

6　会計監査人に関する事項

(1)　［略］

(2)　責任限定契約

［表略］

（記載上の注意）

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

4　当行の株式に関する事項

［(1)～(3)　同左］

［加える。］

5　当行の新株予約権等に関する事項

(1)　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2)　［同左］

6　会計監査人に関する事項

(1)　［同左］

(2)　責任限定契約

［同左］

（記載上の注意）

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。